

業務委託契約書

委託業務の名称	玉川発電事務所 管内除雪業務委託		
委託番号	08-DT-M8		
委託箇所	小和瀬発電所、玉川発電所、玉川発電事務所、鎧畑発電所、 田沢湖発電所 仙北市田沢湖田沢 地内		
履行期限	令和9年3月31日		
業務委託料	¥	—	
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額	¥	—	
「取引価格に係る消費税額及び地方消費税額」は業務委託料に 1 0 / 1 1 0 を乗じて得た額である。			
契約保証金	¥	—	
頭書業務の委託について、			
委託者	秋田県玉川発電事務所長 天川谷 竜弥		を発注者とし
受託者			を受注者とし

別紙の条項により委託契約を締結する。

本契約の証として、本書 2 通を作り、発注者及び受注者が記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 秋田県玉川発電事務所長
天川谷 竜弥 ⑩

受注者

⑩

契 約 事 項

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約事項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊「設計図書」及び「管内除雪業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内において、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施するものとする。

2 前項の「設計図書」及び「仕様書」に明記されていない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、契約業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(監督職員)

第4条 発注者は監督職員を定めたときは、書面をもって受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約及び「設計図書」並びに「仕様書」に定められた事項の範囲内において、必要な監督を行い、次条に規定する主任技術者に対し指示を与える等の職務を行う。

(主任技術者)

第5条 受注者は、委託業務の実施について、主任技術者を配置し、書面で発注者に通知しなければならない。

2 受注者は配置した主任技術者について除排雪業務を実施しない期間は発注者と協議の上、主任技術者の配置を要しない事ができる。

(契約の保証)

第6条 受注者は、契約書の契約保証金欄に「秋田県公営企業財務規程第76条第3号（又は第6号）の規定により免除」と記載がある場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号。以下「前払法」という。）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証契約の締結

２ 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、請負代金の１０分の１以上としなければならない。

３ 第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４ 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の１０分の１に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更）

第７条 発注者又は受注者は、委託期間内で業務委託契約締結の日から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不適當となったと認めたときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

２ 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務委託料（業務委託料から当該請求時の出来形部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残業務委託料（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残業務委託料の１０００分の１５を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。

３ 変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

４ 第１項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「業務委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする。

５ 特別の要因により委託期間内に主要な資材の日本国内における価格に著しい変動を生じ、業務委託料が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、業務委託料の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、委託期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、業務委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、降雪状況などにより必要がある場合には、委託業務の内容を変更（精算による変更も含む。）することができる。この場合において、業務委託料を変更するときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 委託業務により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）により生じた必要経費は、受注者が負担するものとする。

(委託業務の確認及び調査等)

第10条 受注者は、除雪建設機械運転日報（以下「作業日報」という。）を作成し、運行記録計によるチャート紙を添付のうえ、すみやかに発注者に提出するものとする。また、建設機械作業月報（以下「作業月報」という。）を作成し、翌月すみやかに発注者に提出するものとする。

2 前項の場合において、発注者は受注者の提出した作業日報及び作業月報の内容を審査し、その都度履行を確認のうえ承認印を押印し、作業月報の写しについては1部を受注者に返送するものとする。

3 発注者は、必要と認めるときは、委託業務の実施状況について現地調査を行うものとする。

4 受注者は、前項の現地調査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、発注者の再調査を受けなければならない。

5 前項の補正に要した稼働時間は、業務委託料の支払いの対象にしない。

6 受注者は成果品を発注者の指定する日までに引渡しを行うものとする。

(検 査)

第11条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して委託業務完了届と関係書類を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第 12 条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払い請求があったときは、その日から 30 日以内に支払わなければならない。

(前金払)

第 13 条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料に 10 分の 3 を乗じて得た額の範囲内の額を前払金として発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 前払いをした後に、設計変更等の理由により、業務委託料を増額した場合においても前払金は増額しないものとする。

4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の 10 分の 3 を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 16 条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の 10 分の 3 の額を差し引いた額を返還しなければならない。

6 前 2 項の規定に関わらず、精算により業務委託料が減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料を超える時は、受注者は、その超過額を返還しなければならない。

7 発注者は、受注者が第 4 項の期間内に前項（第 6 項）の超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

8 発注者は、前払金については歳計現金保有の状況等により、これを減額し、又は支払いしないことができる。

(前払金の使用等)

第14条 受注者は、前払金をこの業務の労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（前払金等の不払に対する業務中止）

第15条 受注者は、発注者が第13条又は第16条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（部 分 払）

第16条 受注者は、委託業務の完了前に履行した部分に相当する業務委託料相当額の9/10以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、委託期間中1回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る業務履行の確認を書面により発注者に求めなければならない。この場合において、発注者は、遅滞なくその確認を行い、その結果を書面により受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定による確認があったときは、書面により部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求のあった日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

（部分払をする場合の前払金の精算）

第17条 発注者は、前払いをした業務の部分払をする場合は、前条第1項の規定により計算した額から、その額に業務委託料に対する前払金額の割合を乗じた額を控除するものとする。

（部分引渡し）

第18条 発注者が設計図書等において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第11条中「委託業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「関係書類」とあるのは「指定部分に係る関係書類」と、第12条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第12条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次に掲げる式により算定する。この場合において、指定部分に相応

する業務委託料は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第12条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る業務委託料＝指定部分に相応する業務委託料×（1－前払金額／業務委託料）
（発注者の解除権）

第19条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 受注者の責に帰すべき事由により、この契約を履行することができないと発注者が認めたとき。
- 三 建設業法の規定により、許可を取り消され、又は営業停止を命ぜられたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 第21条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第19条の2 発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- 二 受注者が、独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- 三 受注者が前2号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
- 四 受注者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 五 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事等の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条及び第２４条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が本号イからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、本号イからホまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２ 前項第５号の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第２０条 発注者は、業務が完了するまでの間、第１９条第１項及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

２ 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第２１条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

２ 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第２２条 発注者は、契約が解除された場合においては、業務の既済部分を検査の上、その既済部分に相応する委託料を受注者に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、前払金があったときは、当該前払金の額（第16条の規定による委託料の支払をしているときは、その委託料の支払において償却した前払金の額を控除した額）を同項の既済部分に相応する委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第19条又は第19条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第21条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場等に受注者が所有又は管理する資材、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、作業現場等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し立てることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第3項前段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第19条又は第19条の2の規定によるときは発注者が定め、第21条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（賠償金）

第23条 受注者は、この契約に関して第19条の2第1号から第4号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、委託業務が完了した後に、受注者が第19条の2第1号から第4号のいずれかに該当することが明らかになった場合に準用する。
- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成した者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合

においては、当該企業体のすべての構成員であった者は、共同連帯して第1項の額を発注者に支払わなければならない。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の賠償額が同項に規定する賠償金額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第24条 受注者は、この契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員による妨害又は不当要求を受けた場合は、その旨を直ちに警察に通報するとともに発注者に報告しなければならない。

（契約外の事項）

第25条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。